

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

【洪水：ハザードマップ】

新潟地震（昭和39年6月）、羽越水害（昭和42年8月）、山形県沖地震（令和元年6月）、令和4年8月3日からの大雨による災害（以下「令和4年8月の大雨災害」）などの大規模災害を経験しており、洪水、土砂災害、地震、津波等による家屋や事業所の被災などの災害リスクが想定される。

<市内全域>

市内の荒川地区、神林地区には一級河川「荒川」が流れており、洪水予報の指定河川となっている。また、二級河川「三面川」をはじめとして、多くの河川がある。河川別の最大規模降雨（1000年に1度の確率規模）による浸水想定区域をマップ化したハザードマップによると、市内各地域で0.5mから3.0mの浸水リスクが広範囲で存在し、河川沿線では氾濫流や河岸浸食による家屋倒壊等のリスクがある。

<村上>

三面川流域となる市街地のほぼ全域で浸水が想定され、特に大欠、塩町、泉町など三面川沿いの地区では、主に氾濫流による家屋倒壊等が想定されている。

<荒川・神林>

一級河川荒川の決壊による広範囲の浸水が想定されているほか、左岸側の荒川地域では烏川水系及び乙大日川水系、右岸側の神林地域では石川水系及び堀川の氾濫による浸水リスクがある。羽越水害（昭和42年8月）では、荒川が氾濫・決壊し当地域に甚大な被害をもたらしている。また、令和4年8月の大雨災害では、坂町観測所で時間雨量最大152mmを観測し、烏川、春木山大沢川等が氾濫し、坂町駅を中心に広範囲で浸水被害が発生した。下鍛冶屋地内では1.5mの床上浸水被害が確認されている。

<朝日>

各河川沿線で浸水が想定される。特に三面川及び高根川の合流点付近では広範囲で浸水リスクがある。

<山北>

大川水系及び勝木川流域で浸水が想定され、河川沿線では、主に河岸浸食による家屋倒壊等が想定されている。

【土砂災害：ハザードマップ】

<市内全域>

土砂災害は、急傾斜地の崩壊、地すべり、土石流といった自然現象で地震や豪雨により発生しやすくなり、ハザードマップによると国道345号沿線では急傾斜地の崩壊、河川沿線では土石流、山北地域の山間部では地すべりのリスクが想定され、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多数存在する。

<村上>

当地区の観光資源である「瀬波温泉」を有する瀬波温泉二丁目及び瀬波温泉三丁目は、急傾斜地

の崩壊又は土石流の発生リスクがある。飲食店が立ち並ぶ山居町一丁目、山居町二丁目は、地すべり又は土石流のリスクがある。また、国道 345 号沿線では、急傾斜地の崩壊又は土石流の発生、道路寸断による孤立のリスクがあり、他の地域でも土石流の発生リスクがある。

<荒川・神林>

背後に山を抱える一部地域で主に土石流の発生リスクがある。

令和 4 年 8 月の大雨災害では、一級河川荒川上流沿線の左岸側（花立、貝附）、右岸側（小岩内）で大規模な土石流により全壊 6 棟、半壊 13 棟等の甚大な被害が発生した。また、国道 113 号沿線においても土石流が発生し道路が寸断され物流等に影響が生じた。

<朝日>

国道 7 号沿線で土石流の発生リスク、道路の寸断による物流への影響が懸念される。その他の地区では土石流又は地すべりの発生リスクがある。

<山北>

土砂災害特別警戒区域に指定されている区域が多く存在し、日本海沿岸の国道 345 号沿線の地区では、主に急傾斜地の崩壊の発生、道路寸断による孤立のリスクがあり、その他の地区では土石流又は地すべりの発生リスク、国道 7 号の寸断による物流への影響が懸念される。

【地震：新潟県地震被害想定調査】

新潟県北部は活断層が存在し、内陸型では楡形山脈断層帯による地震の 30 年以内発生確率は 0.3～5%となっており、地震動による被害が想定される。また、海域型では県北・山形沖の断層帯で最大震度 6 強マグニチュード 7.7 程度地震が発生するリスクがあり、地震動による被害や津波、液状化被害などが想定される。

近年では、令和元年 6 月 18 日に、山形県沖で最大震度 6 強の地震（M=6.7）が発生した。主な被害は、負傷者 7 人、住家半壊 25 棟である。また、昭和 35 年 6 月 16 日に発生した新潟地震は（M7.5）新潟市で震度 5 が記録されている。市内での観測データは残っていないが、概ね震度 5 であった。震源に近い地域では震度 6 に匹敵するところがあったといわれており、木造家屋の倒壊も記録されている。

【津波：ハザードマップ】

ハザードマップによると、F34 県北・山形沖の断層においてマグニチュード 7.7 規模の地震が発生した場合、津波によるせり上がり浸水深は 5 m 以上となる想定があり、住民生活、観光業や漁業に大きな影響を与える可能性がある。

<村上>

岩船地区では海拔 4.0m前後のエリアにおいて広く津波による浸水が想定される。新潟地震（昭和 39 年 6 月）では岩船で最大波高 3.5mが観測されており、石川を遡上する津波により漁船等が押し流され明神橋に衝突する被害も発生した。瀬波温泉への最高津波水位は 8.4m程度と想定されているが、宿泊施設等が立地するエリアの海拔が 15.0m 前後あるため津波の浸水は想定されていない。三面川河口部では瀬波新田町及び滝の前で浸水が想定される。岩ヶ崎以北の国道 345 号線では広く 1m 以上～5m 未満の津波による浸水が想定され、海水浴客向けの飲食店等が点在している。

<荒川・神林>

荒川地区では、海老江の一部で 30cm 以上～50cm 未満の津波による浸水が想定されている。

神林地区塩谷では、塩谷海岸で最高津波水位 7.9m が予想されている。多くの家屋が並ぶ塩谷 2 区において 1m 以上～3m 未満の津波による浸水が想定されている。

<朝日>

津波による浸水は想定されていない。

<山北>

震源に近い山北地域では、日本海沿岸部に8m前後の津波が到達し、広く津波による浸水が想定されるほか、大川及び勝木川流域では、津波の遡上による浸水が想定されている。新潟地震の震源地に最も近いとされる府屋で5.4mの津波が観測されている。

【その他】

令和4年12月の大雪では、重く湿った雪の影響により幹線道路沿線で倒木が多数発生した。電力送電線を巻き込む倒木となったため、道路啓開と停電復旧作業に時間を要し、長時間の集落孤立と停電により住民生活に重大な影響が生じた。

【感染症】

新型インフルエンザ等は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

	業種	商工業者数	うち小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	卸・小売業	772	546	
	製造業	269	220	
	宿泊・飲食業	318	238	
	建設業	380	245	
	サービス業・その他	1,211	899	
	合計	2,950	2,148	

	商工業者数	うち小規模事業者数
村上商工会議所	1,532	1,091
山北商工会	330	265
朝日商工会	275	210
荒川神林商工会	813	582
合計	2,950	2,148

※小規模事業者の定義

（従業員数）

商業・サービス業 5人以下

製造業・その他 20人以下

※令和3年経済センサス活動調査-村上市独自集計

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・村上市地域防災計画の策定（令和6年3月改訂）
- ・村上市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成26年3月策定）
- ・洪水・土砂災害ハザードマップの作成（令和7年3月改訂）
- ・津波ハザードマップの作成（令和3年3月策定）
- ・村上市国土強靱化地域計画の策定（令和3年3月策定）
- ・村上市総合防災訓練の実施（毎年8月実施）
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機、防災タブレット）、防災行政情報アプリ「むらかみ情報ナビ」、メール、SNS、市ホームページ等による防災情報発信の多重化
- ・民間企業との災害協定の締結

2) 市内商工団体の取組

- <村上商工会議所・山北商工会・朝日商工会・荒川神林商工会共通>
- ・事業者事業継続計画（BCP）に関する公的機関からの情報の提供
 - ・BCP制度内容の周知
 - ・村上市が実施する防災訓練への協力
 - ・損保会社と連携した損害保険への加入促進

II 課題

(1) 事業所BCPの必要性の周知

2022年村上市発行の防災ハンドブックではそれぞれの自然災害に対し、地域住民がとるべき行動について、具体的に記載されている。一方で、事業所においては、そもそもBCPが有効であることの基本認識が広がっていないため、啓発活動の強化が必要である。

また、小規模事業者の取り巻く環境変化により、他に優先すべき業務を抱えており、BCP作成に余力がなく、スキルやノウハウも不足している。サプライチェーンをなす企業や近隣同業者との平時からの危機管理に対応する連携・共有が重要となるが浸透していない。

(2) 事業所BCPの普及

現状では、自然災害等による緊急時の取組について、特に小規模事業者において具体的な体制やマニュアルが整備されている事業所は少ない上に、平時及び緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

また、新型インフルエンザ等対策においては、発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。市民の生計及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めること等、リスクファイナンス対策としての保険の必要性も含め周知し、BCP策定を促すことが必要である。

先述のとおり村上市は自然災害のリスクを抱えており実際に発災した過去があることから、事業所BCPの普及は必要であり、そのためには独力では策定が難しい事業所へ事業所BCP策定支援を行うことが課題となる。

(3) 事業継続力強化に関する市と商工団体の連携強化

現状では、災害発生時の市と商工団体の連携について、村上市地域防災計画等に情報共有の記載はあるものの、具体的な連絡体制等は整備されていないため平時から両者の連携を強化する

必要がある。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 平日・休日を問わず、発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、村上商工会議所、荒川神林商工会、朝日商工会、山北商工会と村上市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・村上商工会議所、荒川神林商工会、朝日商工会、山北商工会と村上市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

・「村上市地域防災計画」や「村上市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク、及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型インフルエンザ等は、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。事業者には常に最新の正しい情報を入手し、偽の情報や誤った情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業所・職場における、平時における感染対策の検討について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒薬等の一定量の備蓄を推奨し、事務所、店舗等における換気設備の設置、事業所内での感染拡大に備えたITやテレワーク環境の整備に資する情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

< 山北商工会・朝日商工会・荒川神林商工会 >

- ・平成26年に危機管理マニュアルを策定し、随時更新している。

< 村上商工会議所 >

- ・今後、令和8年度中に、災害対策マニュアルを作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策とし

て各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・村上市と本支援計画についての状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等（例、マグニチュード〇〇の地震）が発生したと仮定し、村上市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に、全職員の安否報告や業務従事の可否を確認する。
- ・大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を村上商工会議所、荒川神林商工会、朝日商工会、山北商工会と村上市で共有する。
- ・事業所内で感染症が発生した場合、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、国又は県のまん延防止のための措置や感染対策の徹底の要請及び村上市新型インフルエンザ等対策本部が講ずるまん延防止対策に基づき村上商工会議所、荒川神林商工会、朝日商工会、山北商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・村上商工会議所、荒川神林商工会、朝日商工会、山北商工会と村上市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の判断で、命の危険を感じる災害状況の場合は、事務所への出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、状況の改善を待って出勤する。
- ・職員全員又は職員の大半が被災する等により、応急対策ができない場合の対処方法や役割分担を事前に決める。
- ・地区内の大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

※被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、村上商工会議所、荒川神林商工会、朝日商工会、山北商工会と村上市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

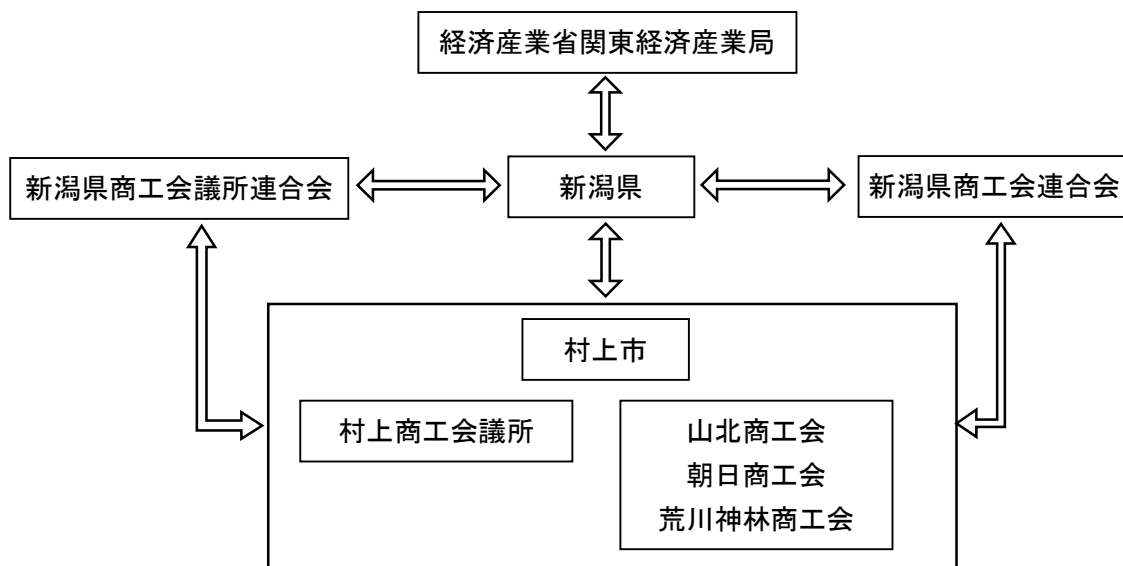
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1か月	1日に1回共有する
1か月以降	2日に1回共有する

・村上市で取りまとめた「村上市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・村上商工会議所、荒川神林商工会、朝日商工会、山北商工会と村上市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・村上商工会議所、荒川神林商工会、朝日商工会、山北商工会と村上市が確認した情報を、県の指定する方法にて村上商工会議所、荒川神林商工会、朝日商工会、山北商工会又は村上市より県へ報告する。

【連絡ルート】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、村上市と相談する（村上商工会議所、荒川神林商工会、朝日商工会、山北商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

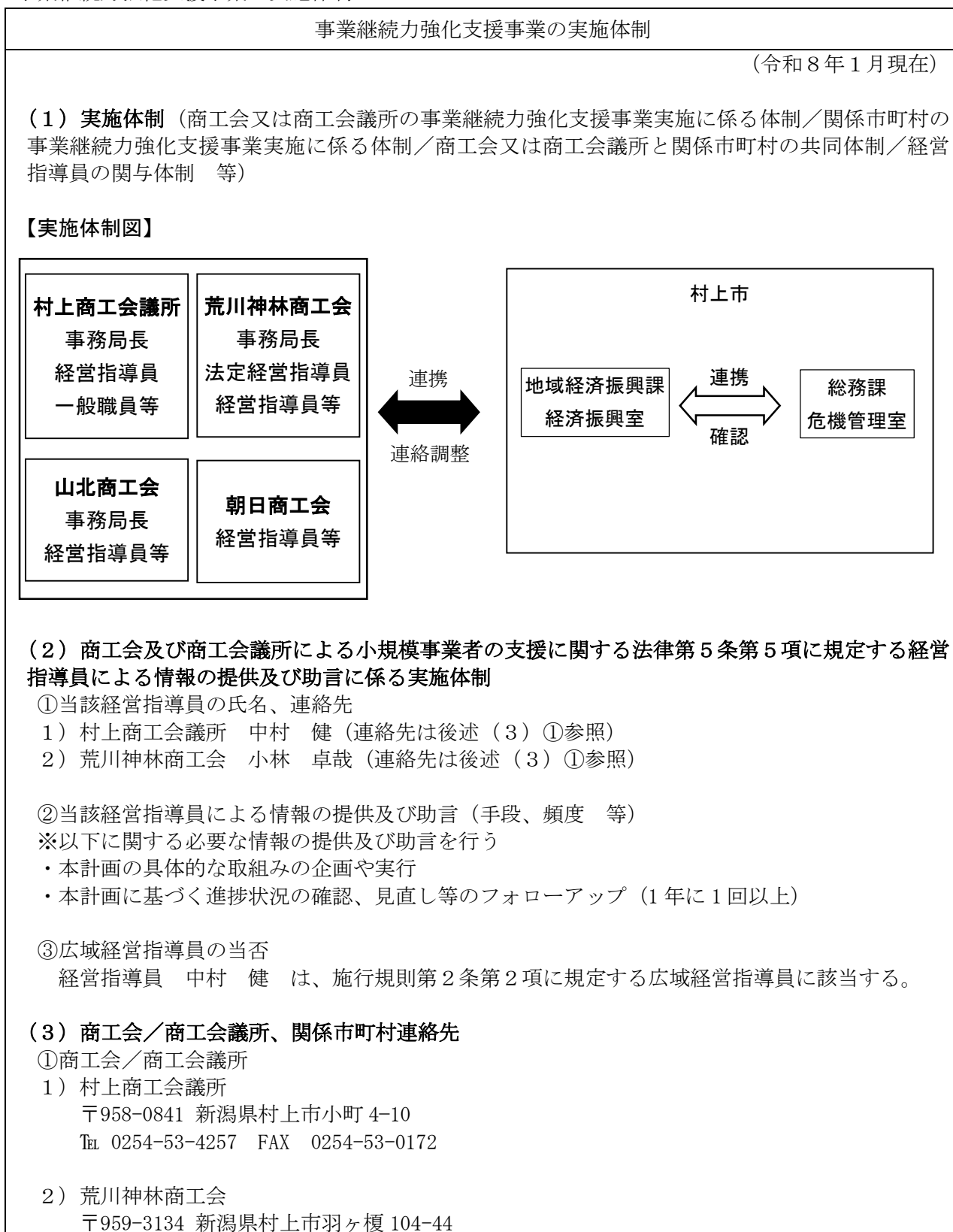
- ・ 県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



TEL 0254-62-3049 FAX 0254-62-5330

3) 朝日商工会

〒958-0251 新潟県村上市岩沢 5611 村上市朝日支所 2 階

TEL 0254-72-1301 FAX 0254-72-1545

4) 山北商工会

〒959-3907 新潟県村上市府屋 219-1

TEL 0254-77-2259 FAX 0254-77-2437

②関係市町村

村上市地域経済振興課 経済振興室

〒958-8501 新潟県村上市三之町 1 番 1 号

TEL : 0254-75-8492 (直通) FAX : 0254-53-3840 (代表)

e-mail : keizai-ss@city.murakami.lg.jp

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	700	700	700	700	700
・専門家謝金	200	200	200	200	200
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・印刷費	200	200	200	200	200
・その他対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費や手数料等自主財源のほか、国・県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 城田 宏明 〒950-8545 新潟県新潟市中央区万代2丁目3番6号 新潟東京海上日動ビルディング 電話：025-241-3341
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者等に対する災害リスクの周知 ・災害リスクと事業者BCP策定に関するセミナー、ワークショップの開催 ・事業所訪問等による災害リスクの周知と事業者BCP策定の勧奨 ②小規模事業者に対する事業者BCP策定支援 ・事業者BCP（簡易版含む）、事業継続力強化計画等の策定支援 ③地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握 ・保険代理店を通じた、事業者BCP策定状況の把握とフォローアップ等
連携して事業を実施する者の役割
①住所単位のハザードマップの提供（住所単位であるため、より具体的に災害リスクを注意喚起が可能） ②事業者BCP策定をテーマとしたセミナー・ワークショップの企画・運営（広範なネットワークを活用した支援先の掘り起こし） ③保険代理店を通じた、小規模事業者等の事業者BCP取組状況の確認・フォローアップ（広範なネットワークを活用した事業継続力強化の支援） ④経営指導員を対象とした研修会の企画・運営（災害リスクや対策に関する幅広い情報を提供） ⑤被災後の事業継続に備えるための保険制度の勧奨
連携体制図等